

木曽三川水源造成公社（分収造林事業）作業道管理要領

（目的）

第1条 この要領は岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号）により、木曽三川水源造成公社（以下「公社」という。）が補助金の交付を受けて開設した林業専用道（規格相当）及び森林作業道（以下「作業道」という。）の維持管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理）

第2条 作業道の管理は分収造林契約に基づき、造林者が行う。

2 造林者が作業道の維持管理に関し必要な措置を講じようとする場合（講じた場合）は、公社と協議（報告）するものとする。

3 公社は作業道台帳を整備する。

（通行の安全）

第3条 造林者は必要に応じて作業道の維持修繕を行い、通行の安全を図るものとする。

2 造林者は適時作業道を巡視し路面の整備に努めるものとする。

3 造林者は作業道の構造の保全及び通行の安全を図るため、必要な箇所に標識を設置するものとする。

（禁止行為）

第4条 造林者は、作業道の使用について次の行為を禁止するものとする。

（1）許可なくして作業道に立ち入ること。

（2）許可なくして作業道の構造又は工作物を改変すること及び損壊・損傷すること。

（3）作業道に土砂、竹木等を堆積する等、通行及び使用に支障を及ぼす恐れのある行為をすること。

（補修）

第5条 造林者は、作業道が災害等により損壊・損傷した場合は、速やかに公社に報告するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 造林者は作業道を使用することによって作業道を損傷した者に対し、その補修を命ずることができる。

（通行の禁止又は制限）

第6条 造林者は次の各号のいずれかに該当する場合は、作業道の交通の禁止又は制限をすることができる。

（1）作業道の損傷その他の事由により通行が危険であると認められる場合

（2）作業道の使用及び工事等のためやむを得ないと認められる場合

2 造林者は、作業道の保全または通行の危険防止のため必要と認められるときは、通行車両の重量又は速度の制限をするものとする。

附 則

この規程は平成27年4月1日から施行する。